

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～労災かくしの疑い～

津島労働基準監督署（署長 浅井文彦）は、令和7年2月20日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで津島区検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

アカル工業株式会社ほか1名

（所在地：愛知県津島市蛭間町 事業内容：解体工事業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

労働安全衛生法第120条第5号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 労働災害の概要

令和6年4月17日、名古屋市瑞穂区の解体工事現場において、被疑者の雇用する労働者（当時35歳）が、稼働中の建設機械とブロック壁との間に挟まれて、両側恥坐骨骨折、左仙骨骨折、左第5腰椎横突起骨折の負傷をし、約1か月休業する労働災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告（休業4日以上の場合の様式23号の報告書）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記の労働災害について、「トラックの荷台上で作業中にバランスを崩して荷台から落下し負傷した」とする虚偽の労働者死傷病報告を津島労働基準監督署長に提出した疑いがあるもの。

5. 関係法条文

労働安全衛生法

（報告等）

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業

者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(以下、略)

第 12 章 罰則

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

(略)

5 第 100 条第 1 項又は第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者。

(以下、略)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(労働者死傷病報告)

第 97 条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 23 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(以下、略)